

富士トライアスロンクラブ会則

<第1条 目的>

本会はトライアスロン・水泳・自転車・持久走を通じて、心身の健康を増進し、情報交換・競技力の向上・事故防止・会員相互の親睦を図り、スポーツライフを享受することを目的とする。

<第2条 名称>

本会は、富士トライアスロンクラブ（略称F T C）と称する。

<第3条 組織>

本会は、トライアスロン・水泳・自転車・持久走を愛好するアスリートと、その賛同者に依って組織される。事務局は理事会で決定する。

<第4条 事業>

本会は、第1条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

- (1) 月例練習会の実施。
- (2) トライアスロン・水泳・自転車・持久走レースに積極的に参加出場する。
- (3) ホームページ及びメーリングリストによる親睦および技術向上。
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業。

<第5条 役員>

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 理事約10名
- (4) 会 計1名
- (5) 顧問若干名

<第6条 役員の選出>

- (1) 会長・副会長は総会において選出する。
- (2) 理事・顧問・会計・保険担当・ホームページ担当は、会長が任命する。

<第7条 構成>

本会は、トライアスロン会員及び一般会員をもって構成される。トライアスロン会員と一般会員の違いはJTU（日本トライアスロン連合）への登録の可否であり、どちらの会員も本会の事業への参加は全て妨げない。

<第8条 任期>

役員の任期は2年とする。しかし、改選時再選は妨げない。

<第9条 総会及び理事会>

総会は会長が招集し、事業計画、報告、予算、決算、役員選出、会則、理事会の改訂事項、その他重要事項を出席会員の過半数で決議する。理事会は会長が必要に応じて招集する。

<第10条 会計>

本会の会計は次のもので支弁する。

- (1) 入会金2,000円（ただし、再入会の場合は1,000円とする）
- (2) トライアスロン会員は年会費6,000円、一般会員は年会費3,500円
 - ・ 上記は、総会までに一括納入する。但し中途退会者には返金しない。
 - ・ 中途入会者については8月までに入会した場合は全額を納付し、9月以降の入会者に於いてはJTU登録費を除く金額3,000円を納付する。
 - ・ 学生については固定費（JTU登録費・スポーツ保険）の1,900円とする。

(3) 休会

疾病・出産など特別な理由により本会事業に積極的に参加できない場合、会長へ申告し1,000円を収めることにより休会を認める。休会時であってもメーリングの使用、ホームページの閲覧会員名簿への記載および緊急時の連絡に制限はしない。

- (4) 事業収入・寄付金・その他の収入金

<第11条 会計監査>

本会における会計の監査は、会長および会計担当者により作成された決算報告書を理事5名以上（会長、会計を除く）の承認を得るものとする。

<第12条 慶弔規約>

- (1) 結婚（但し本会在籍1年以上）・・・5,000円
- (2) 他、会長が必要と判断した場合。

<第13条 事業補助金>

- (1) 会長の判断により、本会に有益な事業への補助（限度額年20,000円）を行う。

<第14条 年度>

本会の年度は4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

<第15条 除名>

会員資格の一時停止及び除名は、会員がクラブの名誉を傷つけたり、秩序を乱したり会費を滞納した場合に会員の資格を一時停止又は除名出来るものとする。